

第 7 地方公営企業における非組合員の範囲の認定及び告示

1 地方公営企業における非組合員の範囲の認定及び告示とは

地方公営企業において、職員が結成し、又は加入する労働組合について、労働組合法第2条第1号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲、すなわち非組合員の範囲を定める場合には、地方公営企業等労働関係法第5条第2項の規定により、労働委員会がその範囲を認定して告示することになっています。

2 認定及び告示の手続

認定及び告示の手続は、通常、地方公営企業と労働組合のいずれか一方又は双方からの労働委員会への申出に基づいて行われます。

申出は、申出書と関係資料（設置条例、組織規程、事務分掌規程、組合規約、認定を求める範囲を示した職制図など）を当委員会事務局に提出して行われます。

申出がされると、公益委員会議において、認定手続を開始するかどうか決定します。

開始が決定されると、当事者にその旨が通知され、提出資料に基づいて調査が行われます。当委員会では、通常、事務局職員が調査を行っており、必要に応じて、資料の追加を求めたり、関係者から聴き取りを行ったりします。

調査結果に基づいて、公益委員会議において、非組合員の範囲を認定します。認定の内容は、秋田県公報に登載（告示）され、当事者には認定内容及び告示を行ったことが通知されます。